

(原 案)

福生よいとこ議会基本条例

(逐条解説)

福生市議会

福生よいとこ議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条―第10条）

第4章 市長等執行機関と議会との関係（第11条・第12条）

第5章 議会の機能強化（第13条―第18条）

第6章 委員会（第19条）

第7章 議員の定数及び報酬（第20条）

第8章 改革の継続及び見直し（第21条・第22条）

第9章 雑則（第23条）

附則

福生市は、東京都西多摩地域の玄関口に位置し、奥多摩の山並みと多摩川の清流を望む自然豊かなまちです。市内には歴史と伝統を受け継ぐ二つの酒蔵があり、和の文化が息づく一方、横田基地周辺では音楽や美術などの芸術活動が盛んな異国情緒漂う洋の文化が共存する多文化共生のまちです。

伝統の福生七夕まつりにおいて、歌い踊り継がれてきた「福生よいところ」は、「福が生まれる 夢が湧く」という、この地を愛し夢と希望に満ちたまちづくりの精神が歌に込められ、「福生よいところ」は市民と議会が協働で、未来を創造する道標となるものです。

地方自治の責任と役割が拡大する現代において、議会は二代表制の下、市民の負託に応え、市長及び市の執行機関と緊張関係を保ちながら、政策立案、政策提言、執行機関の監視及び説明責任を果たすことにより、開かれた議会としての使命を担います。

また、議会は、市民福祉の向上と持続可能なまちづくりの実現に向けて、市民との信頼関係を築き、さらに情報通信技術を活用した透明性の高い議会運営を推進します。

福生市議会は、これらの理念を踏まえ、議会改革の精神に基づき、不断の改善と挑戦を重ねるため、議会及び議員の活動原則、市民との関係、市長及び市の執行機関との関係を明らかにし、福生市議会の最高規範として、本条例を「福生よいところ議会基本条例」と題して定めるものです。

【解説】

前文は、 条例の制定の趣旨、理念、目的を述べ、本条例の基本的な考え方を明らかにするものです。

本条例の前文では、まず第 1 段落において、福生市の位置と自然豊かな環境、また市内には歴史と伝統ある和の文化と異国情緒漂う洋の文化が共存する多文化共生のまちであることを述べています。

第 2 段落では、議会は、「福生よいとこ議会基本条例」と命名した経緯を述べています。伝統の福生七夕まつりにおいて、歌い踊り継がれてきた「福生よいとこ」は、「福が生まれる 夢が湧く」という、この地を愛し夢と希望に満ちたまちづくりの精神が歌に込められ、「福生よいとこ」は市民と議会が協働で、未来を創造する道標となるものです。

第 3 段落では、議会の使命について述べています。地方自治の責任と役割が拡大する現代において、二元代表制の下で市議会が市民の負託に応え、市長及び市の執行機関と緊張関係を保ちながら、政策立案、政策提言、執行機関の監視及び説明責任を果たすことにより、開かれた議会の使命について述べています。

第 4 段落では、市民との関係について述べています。議会は市民福祉の向上と持続可能なまちづくりの実現に向けて市民との信頼関係を築き、さらに情報通信技術を活用した透明性の高い議会運営を行うことを述べています。

最終段落では、条例制定の意義について述べています。これらの理念を踏まえ、議会改革の精神に基づき、不断の改善と挑戦を重ねるため、議会及び議員の活動原則、市民との関係、市長及び市の執行機関との関係を明らかにし、福生市議会の最高規範として、本条例を「福生よいとこ議会基本条例」と題して定めることを述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、市長及び市の執行機関（以下「市長等」という。）と議会との関係並びに議会における基本事項を定め、市民福祉の向上と民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

【解説】

この条例は、二元代表制※1の下、市民によって選ばれた市長と、同じく市民の代表である議員から構成される市議会が対等の立場から、それぞれの役割を果たすことを基本とし、その基本事項を定めることにより、議会が合議により意思決定を行う議事機関としての機能を十分に発揮し、市民の負託に応えることで、市民福祉の向上と民主的な市政の発展※2に寄与することを目的として定めています。

【用語解説】

※1「二元代表制」とは

選挙を通じて住民によって直接選ばれた議員(議会)と首長(市長)が、それぞれ独立した権限と責任を持ち、かつ対等な立場で役割を果たしながら地方自治を担う制度です。

※2「市政の発展」とは

民主主義の原則に基づき活発な議論を行い、最良の意思決定を行うことにより、市民生活の向上と地域社会の持続的な発展が実現される状態を言います。

(理念と位置付け)

第2条 この条例は、議会における最高規範とし、議会に関する他の条例、規則等の制定、廃止又は改正を行う場合は、この条例との整合性を図らなければなりません。

【解説】

本条例は、議会における最高規範であることを規定し、議会が備えるべき基本的な理念や価値観を示すとともに、他の条例及び規則等を制定又は改廃にあたっては、本条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければならない旨を定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動を行うものとします。

- (1) 透明性、公平性及び公正性を確保すること。
- (2) 議決責任を果たし、市民に開かれた議会運営に取り組むこと。
- (3) 行政の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に取り組むこと。
- (4) 市民の意見を市政に反映させるよう努めること。

【解説】

議会は、合議制の機関としての責務を果たすため、以下に掲げる原則に基づき活動を行うものとしています。

- (1) 市民の代表機関として、その負託に的確に応えるため、透明性、公平性及び公正性に努めます。

(2) 議会の権限の中心をなす議決権^{※3}について、その重さを深く認識した上で、議決責任を果たすとともに、情報の公開及び提供を積極的に行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営に取り組みます。

(3) 市長及び市の執行機関に対する、監視及び評価^{※4}を行うとともに、市政の課題について研修及び調査研究活動を通じ、政策立案及び政策提言^{※5}を行います。

(4) 市民の多様な意見を丁寧を受け止め、これを調整及び集約した上で、将来世代への影響や公益性を踏まえ、市政への反映に努めます。

【用語解説】

※3 「議決権」とは

議会が合議制の機関として市の重要な意思決定を行う権限をいいます。議員は議案等に対して賛否を表明（表決）することで、この議決に参画し、その結果に対して責任を負います。

※4 「監視及び評価」とは

行政事務について市民の視点に立ってその執行状況や成果等を検証し、政策の効果を適切に評価する行為をいいます。これは、二元代表制の下で議会が行政と適切な緊張関係を保持し、権力の集中や恣意的な運用を防止するために果たすべき基本的役割です。

※5 「政策立案及び政策提言」とは

市政の課題について議会自らが調査及び研究を行い、行政運営の改善や地域課題の解決に向けた条例案を提案することを政策立案といいます。また、一般質問、委員会での質疑、意見書、並びに要望書等を通じて、政策を提案することを政策提言といいます。議会が代表機関として創造的役割を果たすための重要な機能です。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動を行うものとします。

- (1) 合議制の機関である議会の構成員として、自由な討議を通じ市民の負託に応えること。
- (2) 市民から選ばれた代表者であることを自覚し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質の向上に努め、政策立案等及び評価能力の向上のため、調査研究活動を行うこと。
- (4) 市政の課題について市民の意見を的確に把握すること。
- (5) 審議会等の市の附属機関の委員に就任しないこと。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合はこの限りでない。

【解説】

本条は、前条の「議会の活動原則」に基づき、議会を構成する個々の議員が、議会に与えられた権能と権限を最大限発揮するための活動の行動指針を定めたものです。

- (1) 議会は、活発な議論を通じて意思形成を行う場であることを踏まえ、議員相互の自由な討議を尽くして、市民の負託に応えるよう努めます。
- (2) 市民から選ばれた代表者であることを自覚し、市民全体の利益を的確に判断し、福祉の向上に資する活動を行います。
- (3) 常に自らの自己研鑽及に努め、政策立案等及び評価能力向上のため、調査研究活動を推進するよう努めます。
- (4) 議会での政策立案等に反映させるため、市政の課題について、市民の意見を様々な方法を通じて的確に把握するよう努めます。

(5) 議員が行政の附属機関に参画すると、監視対象と関与者が重複することとなり、利益相反や中立性に関する懸念が生じる可能性があるため、議員は審議会等の市の附属機関の委員に就任しません。ただし、法令等に定めがある場合はこの限りではないことを定めています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成して活動するものとします。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努め、円滑な議会運営を図るものとします。

【解説】

- 1 合議機関である議会において、審議の充実と効率的かつ実質的な議会活動の推進に資する仕組みであることから、議員は会派という議員集団を結成して活動できることを定めています。
- 2 会派は、議会における政策論議や意思決定に一定の方向性と責任をもって関与する存在であることから、基本的政策や共通の理念を共有する議員で構成し、会派として活動することを定めています。
- 3 会派は、議会運営や政策立案等にあたっては、必要に応じて会派間で真摯な協議及び調整を行うものとします。これにより議会全体としての合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営を実現することを定めています。

(シビックプライドの醸成)

第6条 議会及び議員は、市民と積極的に交流し、地元愛及びシビックプライド（福生市に誇りと愛着を持ち、まちづくりに主体的に関わろうとする意識）の醸成に寄与するものとします。

【解説】

「地元愛」及び「シビックプライド」とは、福生市に誇りと愛着を持ち、まちづくりに地域の一員として主体的に関わろうとする意識を指し、持続可能な地域社会の形成に不可欠なものです。このため、議会及び議員が市民とともに考え行動するパートナーとして、市民参加及び協働によるまちづくりを推進する姿勢を定めています。

(政治倫理)

第7条 議員は、市民から選ばれた代表者として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、法令等を遵守し品位を保持するよう努めるとともに、市民から疑惑を受けることのないよう行動しなければなりません。

【解説】

議員は、市民の選挙により選ばれた代表者であることから、高い倫理的水準が求められることを自覚し、法令等を遵守は当然のこと、議員としての品位を保持するよう務めるとともに、市民から疑念を抱かれることのないよう行動すべき政治倫理に関する基本的な考え方を定めています。

第3章 市民と議会との関係

(情報公開)

第8条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、市議会だより、市議会ホームページやSNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）等を活用して、議会活動における情報を積極的に公開し、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとします。

【解説】

議会は、市民に開かれた議会の実現を図るため、議会が自らの活動に関する情報を積極的に公開し、市民に対する説明責任を果たすよう努めることを定めたものです。議会は、市議会だより、市議会ホームページ、SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）等、多様な媒体を活用して議会活動に関する情報を積極的に発信し、議会の透明性を高め、市民への説明責任を果たすよう努めることを定めています。

(議会報告会等)

第9条 議会は、市政についての意見交換及び情報交換のため、市民との議会報告会等を行い、政策立案等に反映できるよう努めるものとします。

【解説】

議会は、市政全般について、市民と意見交換及び情報交換を行うため、議会報告会や課題懇談会等を実施し、政策立案等に反映できるよう努めることを定めています。

(請願及び陳情)

第10条 請願及び陳情による意見及び要望等を基にして、政策立案等に反映できるように努めます。

2 議会及び委員会は、その審議及び審査において必要があると認める場合に、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けることができます。

【解説】

- 1 請願及び陳情による意見や要望等を尊重し、政策立案等に反映できるように努めることを定めています。
- 2 議会及び委員会は、書面のみでは把握しにくい趣旨や背景を確認する必要があると判断した場合には、審議及び審査において請願者及び陳情者から意見や説明を聴取する機会を設けることができる旨を定めています。

第4章 市長等執行機関と議会との関係

(監視及び評価)

第11条 議会及び議員は、二元代表制に係る市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の構築及び保持に努めなければなりません。

- 2 市長等における事務執行の監視及び評価を行い、政策立案等を通して、市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとします。
- 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員又は委員の質問及び質疑に対して反問することができます。

【解説】

- 1 議会及び議員は、二元代表制に係る市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等との適切な緊張関係を構築し、これを保持するよう努めることを定めています。
- 2 議会は、議決後においても、市長等による当該政策の適正な執行状況を継続的に監視する責任を負います。また、執行後にはその成果を評価し、必要に応じて政策立案等を通じて市長等に対し適切な措置を講ずるよう求めることを定めています。
- 3 議員又は委員（以下「議員等」という。）が市長等に対して質問及び質疑を行う際には、市政の課題に関する論点を明確にして行うことが前提となります。また、市長等は、議長又は委員長の許可を得た上で、会議における議員等の質問及び質疑の趣旨を確認し、論点整理を行うための反問^{※6}をすることができる旨を定めています。

【用語解説】

※6 「反問」とは

議会の本会議や委員会において、質問及び質疑に対する答弁が的確に行われるために、市長等が議員等の質問及び質疑に対し、その趣旨を明確にするため、議員等に質問することをいいます。これにより、質問及び質疑の趣旨や根拠の確認及び論点を明確にすることができ、より建設的な質疑応答につながります。

（議決事件）

第12条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、同条第1項に定める議決事件のほか、議会の議決すべきものを条例で定

める場合は、市長等と調整して行うものとします。

【解説】

議会の議決事件^{※7}は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項に定めるもののほか、同条第 2 項の規定に基づき条例で追加して定めることができます。また、議会の議決すべき事項を条例で定める場合には、二元代表制の趣旨である協調と均衡を維持する観点から、市長等と調整を図り、他の条例との整合性を確保することを定めています。

【用語解説】

※7「議決事件」とは

地方自治法第 96 条に定められている議会の議決が必要となる案件のことを言います。同条第 1 項は、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定、契約や財産取得などの議決事件が列举されています。同条第 2 項の規定により、各自治体は条例によって議会の議決事件を追加することができます。

第 5 章 議会の機能強化

（情報通信技術の活用）

第13条 議会は、議会及び議員活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとします。

議会は、情報通信技術（ICT）を積極的に活用することにより、議会運営及び議員活動の質を向上させ、時代に即した効率的で開かれた議会を実現することを目指しています。このため、導入しているタブレット端末等を含め、ICT の活用を図ることを定めています。

(政務活動費)

第14条 会派は、調査研究等に資するために交付される政務活動費を執行するに当たり、別に定める条例に基づき、これを適正に執行するものとします。

2 会派は、毎年度、収支報告書及び領収書等を市議会のホームページ等により市民へ公表し、説明責任を負うものとします。

【解説】

- 1 市政諸課題の調査研究及び政策立案等に資するために、会派へ交付される政務活動費※⁸を執行するに当たっては、別に定める条例に基づき、適正に執行することを定めています。
- 2 政務活動費の使途に当たっては、不適切な支出を防止し、市民からの疑義を生じさせないよう、収支報告書及び領収書その他の支出を証する書類を議長に提出することとしています。また、毎年度、収支報告書等を市議会のホームページ等で公表し、透明性を確保することを定め、さらに、会派はその使途について説明責任を負うことを定めています。

【用語解説】

※⁸「政務活動費」とは

政務活動費は、会派が市政の課題や市民の意思を把握し、これを市政に反映させるために行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、並びに各種会議への参加の活動等に充てることのできる経費です。

(議会図書室の充実)

第15条 議会は、議員の調査研究及び一般の利用のため議会図書室の充実及び適正管理に努めるものとします。

【解説】

議会図書室については、地方自治法第 100 条第 19 項において、その設置が義務付けられているほか、同条第 20 項において広く一般の利用に供することができることが規定されています。

議員の調査研究活動を支援し、政策立案等の能力向上を図るとともに、市民に対して議会や市政に関する情報へのアクセス機会を確保するため、議会図書室の図書及び資料の充実と適正な管理に努めることを定めています。

(議会事務局の充実)

第16条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に運営させ、また議員の政策立案等の向上に資するため、市長等と調整し議会事務局の充実に努めるものとします。

【解説】

議会事務局は、本会議や委員会の運営、資料作成、議事録の作成、日程調整など、議会運営を実務面で支える役割を担います。また、調査資料の提供や制度の調査、法令確認などを通じて、議員の政策立案等の向上を支援及び補佐する、議会事務局の機能強化が必要不可欠となっています。そのため、市長等と調整し議会事務局の調査及び法務機能を充実させることで、議会機能を強化することを定めています。

(調査及び議員研修)

第17条 議会は、地方自治法第100条の2に基づき、議会活動及び政策の重要案件に関して、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するとともに、必要に応じて調査及び審議をするための調査機関を議決により設置し、当該

案件に対する調査を行うものとします。

- 2 議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めます。

【解説】

- 1 議会は、地方自治法第 100 条の 2 に基づき、議会が学識経験者等の専門的知見を積極的に活用し、議会活動や政策に関する重要案件の調査及び審議を充実させることを定めたものです。多様化及び高度化する行政課題に対応し、必要に応じて議決により調査機関を設置し、専門的な調査を踏まえて議員による十分な審議を行うことを定めています。
- 2 議員一人ひとりの能力向上のため、議会は議員研修の充実と強化に努め、議会全体の質の向上を目指すことを定めています。

(災害等への対応)

- 第18条 議会は、災害等においては議長を中心に、市長等との情報共有を図ることにより、市の取組を支援し、市民の安全確保及び被害の拡大防止に努めます。

【解説】

災害等の緊急時において、議会は、市民の生命及び安全を守ることを最優先とし、議長を中心に組織的に行動する責務を負います。

また、議長を中心に市長等と情報共有を図ることにより、市の取組を側面から支援し、市民の安全確保及び被害の拡大防止に努めることを定めています

第6章 委員会

(委員会)

第19条 議会は、地方自治法第109条に規定する委員会のほか、地方自治法第100条第12項の規定による協議等の場を設置することができます。

- 2 委員会は、専門性及び特性を生かした運営を行い、審査に当たっては市民に分かりやすい議論をするよう努めなければなりません。
- 3 委員会は、言論の場であることから委員間の自由な討議及び議論を尽くし、合意形成に努めるものとします。

【解説】

- 1 委員会は、地方自治法第109条に基づき、複雑化、専門化する行政課題に対応するため、本会議では処理しきれない多数の議案を少数の議員で能率的かつ専門的に審議する機関として設置するほか、市政の課題に柔軟に対応するため、地方自治法第100条第12項の規定に基づく、協議又は調整を行うための場を設置することができることを定めています。
- 2 委員会は、委員会制度の趣旨を踏まえ、その専門性と特性を生かした運営を行うとともに、審査に当たっては市民にとって理解しやすい説明や議論に努めることを定めています。
- 3 委員会は、活発な議論を通じて意思形成を行う場であることを踏まえ、委員相互の自由闊達な討議を確保するとともに、議論を尽くした上で合意形成に努めることを定めています。

第7章 議員の定数及び報酬

(議員定数及び議員報酬)

第20条 議員定数は、議会としての機能を果たすため、別に条例で定めるものとします。

2 議員報酬及び期末手当等は、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本として、別に条例で定めるところにより支給されます。

【解説】

- 1 議員定数は、別に条例で定め、行政監視機能の確保、議決における十分な審議、政策形成能力の発揮、市民の多様な意見の反映等の観点から、議会がその機能を適切に果たすために必要かつ適切な数であることを定めています。
- 2 議員報酬及び期末手当等は、別に定める条例に基づき支給されるものであり、これらは市民の負託に応える議会活動及び議員活動の対価としての性格を有することを定めています。

第8章 改革の継続及び見直し

(議会改革の推進)

第21条 議会は、社会情勢や経済情勢の変化から生じる新たな市政の課題等に対し、迅速かつ適切に対応するため、継続的な議会改革に取り組まなければならない。

【解説】

地方分権の進展に伴う基礎自治体の権限及び責任の拡大を踏まえ、社会情勢及び経済情勢など、市民の暮らしを取り巻く環境の変化により生じる新たな市政の課題等に対応できる議会を目指し、この条例の理念に基づき、継続的な改革に取り組まなければならないことを定めています。

(検証及び見直し)

第22条 議会は、議員の一般選挙後その任期中速やかに、また社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

【解説】

議員の一般選挙後は、その任期中に速やかに、また社会情勢の変化等を勘案し必要と認めるときは、この条例の目的が達成されているか否かを検証し、その結果に基づき改正を含む必要な措置を講ずることを定めています。

第9章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に際し、必要な事項については、議長が別に定めます。

【解説】

議会運営の自律性に基づき、この条例の施行において実務上の必要な事項について、議長が別に定めることができることを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。